

渡部純三局長	御起立願います。礼。御着席ください。
池田友邦会長代理	<p>只今より、第239回総会を開会いたします。</p> <p>本日は、市議会が開会中のため寺井会長が不在ですので、会長代理の私が進行させていただきます。</p> <p>本日は、委員の過半数が出席されておりますので、法律第27条第3項の規定により、総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名人には湯山地区の柴田委員と、伊台地区の吉岡委員のお二人をお願いいたします。</p> <p>また、地元説明のため、正岡地区の徳永茂行推進委員に御出席を願っています。</p> <p>よろしくをお願いいたします。</p>
池田友邦会長代理	<p>本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第1号～第11号までの11件の議案が提出されておりますので、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号～第3号までを議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
伊賀上大輔副主幹	<p>それでは、議案第1号と議案第2号を御報告いたします。</p> <p>令和5年7月26日～令和5年8月25日までに専決処理した案件は4条届出が6件、5条届出が10件で届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これらの届出につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>続きまして、議案第3号を御報告いたします。</p> <p>1番、本件は残存小作でございます。</p> <p>本件は賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので解約後は、賃貸人が他の就農者へ貸すとしております。</p> <p>離作補償は無いとしております。</p> <p>2番、本件は残存小作でございます。</p>

	<p>本件は賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので解約後は、賃貸人が他の就農者へ貸すとしております。</p> <p>離作補償は無いとしております。</p> <p>3番、本件は農地法により令和3年6月10日に設定された賃借権でございます。</p> <p>本件は賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。</p> <p>離作補償は無いとしております。</p> <p>4番、本件は残存小作でございます。</p> <p>本件は賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので解約後は届出により、転用するものでございます。</p> <p>離作補償を支払うとしております。</p> <p>以上でございます。</p>
池田友邦会長代理	<p>以上で説明は終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
池田友邦会長代理	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第4号、「農地法第3条許可申請」について議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
伊賀上大輔副主幹	<p>お手元に審査基準1号～6号までを整理した農地法第3条調査票がございますので、併せて御覧ください。</p> <p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、譲受人は、農地約22アールを耕作する農家でございます。</p> <p>この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p>

2番、譲受人は、農地約53アールを耕作する農家でございます。
この度、申請地を死因贈与により譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

3番、譲受人は、農地約9アールを耕作する農家でございます。
この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

4番、5番は譲受人が同一人ですので、併せて御説明いたします。
譲受人は、農地約60アールを耕作する農地所有適格法人でございます。
この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

6番、譲受人は、新規農業者でございます。
この度、申請地を取得し、新たに農業経営を始めたいとしております。
なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

7番、譲受人は、農地約58アールを耕作する農家でございます。
この度、耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

8番、譲受人は、新規農業者でございます。
この度、申請地を取得し、新たに農業経営を始めたいとしております。
なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

以上でございます。

池田友邦会長代理

事務局の説明が終わりました。
それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。
新規農業の案件が、6番と8番の2件であります。
6番は、所在地が生石地区でありますので、崎山委員から説明をお願いします。

崎山孝司委員

それでは御説明いたします。
先ほど事務局から説明がありました案件について、申請人は、一番町にお住まいで、この度、生石地区で新規に農業経営を始めるものです。
地区審査においても、真剣に農業に取り組む姿勢が見受けられましたので、これを

池田友邦会長代理	<p>了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議のほどよろしく願いいたします。</p> <p>続きまして、8番は、所在地が栗井地区でありますので、樋野委員から説明をお願いいたします。</p>
樋野定計委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど、事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、今般、栗井地区の農地を取得し、新規就農をお考えであります。</p> <p>農業に対する意欲も充分に見受けられ、また、農業の経験も豊富であることからこれを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしく願いいたします。</p>
池田友邦会長代理	<p>事務局並びに地元説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
池田友邦会長代理	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第5号、「農地法第4条許可申請」について議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
山岡美明副主幹	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件申請人は、農地約46アールを耕作する農業者です。</p> <p>本申請地の一部には、既に農業用倉庫が建築されておりますが、これは「耕作の事</p>

	<p>業を行う者が、その者の農作物の育成等のために、200平方メートル未満の農業用施設に供する場合」に該当し、転用の制限の例外に当たるため、違法な状態ではありません。</p> <p>この度、本申請地内に残る農地部分も含めて、農業用倉庫、農作業場、農業機械置場として利用したいとしており、全体の面積が200平方メートルを超えることから、4条許可申請が必要になったものです。</p> <p>本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満の農地であることから第2種農地と判断されます。</p> <p>2番、本件は、申請人都合による本人保留でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
池田友邦会長代理	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>議案第5号につきまして、本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
池田友邦会長代理	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>この案件につきましては、県許可分であります。</p> <p>直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、議案第6号、「農地法第5条許可申請」について議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
山岡美明副主幹	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件受人は、墓石等を加工販売する法人です。</p> <p>現在、社会情勢上、主要輸入先国から頻繁に仕入れができない状況が続いており、資材を確保するスペースが必要となったため、本申請地を露天資材置場として利用したいと申請に及んだものです。</p>

本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満の農地であることから、第2種農地と判断されます。

また、申請面積が1,000平方メートル上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

2番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

本申請地の農地区分はまつやま市役所久米支所からおおむね500メートル以内に位置することから第2種農地と判断されます。

3番、本件受人は、余土地区に事務所を置き、左官工事業を営んでいます。

事業の拡大により、事業用車両、通勤車両、機材等が増加し、既存の置場が手狭になっていることから、申請地を露天駐車場兼露天資材置場として利用したいと申請に及んだものです。

本申請地の農地区分は松山外環状道路の出入口からおおむね500メートル以内に位置することから第2種農地と判断されます。

以上でございます。

池田友邦会長代理

それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。

1番の案件は、1,000平方メートルを超える案件で所在地が小野地区でありますので、家久委員から説明をお願いします。

家久英雄委員

先ほど事務局から説明がありましたとおり、申請人は、小野地区で、石材の加工販売を営む法人であります。

この度、申請地を賃借し、露天資材置場として利用するために、申請に及んだものです。

転用によって生じる被害の防除措置も十分行うということから、地元としては了承いたしました。

なお、本総会での御審議をよろしくをお願いいたします。

池田友邦会長代理	<p>事務局並びに地元説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
池田友邦会長代理	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>この案件につきましては、県許可分であります。</p> <p>直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、議案第7号、「令和5年度第6号農用地利用集積計画」について議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
住田英俊主幹	<p>それでは、本日の議案について御説明をさせていただきます前に、追記をお願いします。</p> <p>9ページの議案番号1の備考欄に「中間管理権」の記入をお願いします。</p> <p>それでは、御説明させていただきます。</p> <p>本日の案件5件の内、使用貸借権の設定は5筆、賃借権が2筆、所有権移転が2筆で、設定総面積は7,180平方メートルです。</p> <p>その内訳は、新規が5筆、更新が2筆、売買が2筆となっています。</p> <p>番号1の譲受人は、約66アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号4の譲受人は、約108アールを耕作する農業者で、畑を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号5の譲受人は、約147アールを耕作する農業者で、田を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>以上の計画の内容は、経営面積および農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>なお、松山市の公告日は、令和5年9月19日となっております。</p>

池田友邦会長代理	<p>以上でございます。</p> <p>御審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>事務局から説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
池田友邦会長代理	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第8号、「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
住田英俊主幹	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>農地の相続人が、税務署にて租税特別措置法第70条の6第1項の規定により相続税の納税猶予の適用を受けた農地につきましては、相続後20年間適正な耕作及び管理を継続して行いますと、相続税は免除されます。</p> <p>今般、税務署より農業委員会に対し、現地の確認依頼がありましたので、農地の利用状況の確認を行ったものです。</p> <p>今回報告する案件は21件、64筆です。</p> <p>うち、耕作されている農地や草刈りを行い、いつでも耕作可能な状態で保全管理されている農地が63筆、申請時以降に一部農業用倉庫がある農地が1筆ありました。</p> <p>なお、最終的に納税猶予の免除を認めるかどうかにつきましては、税務署が判断することとなります。</p> <p>以上でございます。</p> <p>御審議のほど、よろしく願いいたします。</p>

池田友邦会長代理	<p>事務局から説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
池田友邦会長代理	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第9号、「農地法第3条の3の規定による届出専決処理報告」について議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
伊賀上大輔副主幹	<p>それでは、御報告いたします。</p> <p>令和5年7月26日～令和5年8月25日までに専決処理した案件は、19件で届出内容は、議案記載のとおりでございます。</p> <p>これらの届出につきましては、適法な届出となっておりましたので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
池田友邦会長代理	<p>事務局から説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
池田友邦会長代理	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第10号、「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について」を議題といたします。</p>

	<p>事務局から説明をお願いします。</p> <p>住田英俊主幹 それでは、御説明いたします。 所在地は正岡地区でございます。 私から状況を御説明した後、対象地の管轄の委員から補足説明をいただきまして、対象地が農地に該当するか否かについての御審議をお願いします。</p> <p>対象地は、農振農用地区域内農地いわゆる青地であり、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領に基づく調査による、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断が必要であることから、本日御審議いただくことになりました。</p> <p>お手元に現地の状況を取りまとめた資料をお配りしていますので、御覧ください。 令和5年6月20日に土地所有者から、非農地の判断を依頼してきたものです。</p> <p>現地調査は、令和5年8月28日に所在地である正岡地区の徳永茂行推進委員と徳永保王推進委員、難波地区の高橋委員、北条地区の篠原委員、浅海地区の原田委員、粟井地区の樋野委員、立岩地区の二宮推進委員、河野地区の中屋推進委員、粟井地区の玉井推進委員に事務局職員も同行し実施しました。</p> <p>2ページは、対象地を記載した地図の位置図です。 3ページは、登記簿の写しです。 4ページは、公図の写しです。 5～9ページは、対象地を撮影した写真です。</p> <p>説明は以上です。 御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。</p>
池田友邦会長代理	<p>それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。</p> <p>この案件は、所在地が正岡地区でありますので、徳永茂行推進委員から説明をお願いします。</p>
徳永茂行推進委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>令和5年8月28日に、私と徳永保王推進委員、高橋委員、篠原委員、原田委員、</p>

	<p>樋野委員、二宮推進委員、中屋推進委員、玉井推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請地は正岡地区で、申し出のあった土地は、高田乙 501 番です。</p> <p>元々は、柑橘を栽培していた樹園地でしたが、急斜面で農機具を使用することが難しく、労働不足により数十年前から耕作されておらず、現在は雑木等が繁茂し山林と一体化している状態でした。</p> <p>そのため、農地として復元するには、極めて困難であると考えられることから、農地性はないと判断しました。</p> <p>御審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
和田 淳一 委員	<p>農地非農地の判断する場合、耕作放棄から何年という要件がありましたか。</p>
住田 英俊 主幹	<p>今回は非農地判断なので年数は関係ありません。</p>
和田 淳一 委員	<p>現状で判断するという事ですね。</p>
住田 英俊 主幹	<p>現状で判断していただいて、開墾抜根して農地として復元が可能かどうか判断していただいて、また農用地（青地）は非農地判断、一般農地（白地）は非農地証明になります。</p>
池田友邦会長代理	<p>事務局並びに地元説明が終わりました。</p> <p>1 番については全て「非農地」という判断で御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>

池田友邦会長代理	本件異議なしと認め、関係先等へ判断結果を通知いたします。
池田友邦会長代理	<p>最後に、議案第 11 号、「松山農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
山岡美明副主幹	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>本件は、申出者より農業振興地域の整備に関する法律で定める農用地区域に編入、又は、農用地区域からの除外をしてほしい旨の申出があり、それを受けて松山市が農業振興地域整備計画を変更するに当たり、当該法律の規定に基づき、農業委員会の意見を求めてきたものでございます。</p> <p>1 番～ 8 番は編入、9 番～12 番は除外でございます。</p> <p>1 番～ 8 番は、中山間地域等直接支払制度、基盤整備、又は改植や新植など、それぞれの制度を活用する要件を満たすため、農用地区域内農地へ編入してほしい旨の申出があったものです。</p> <p>9 番、本件申出人は、農地約 95 アールを耕作する農家です。</p> <p>現在居住している借家が、子供の成長に伴い手狭となり、生活に不便を感じていることから、所有農地にも近く、建築可能な本申出地に、農家住宅を建築したいと、農用地区域除外申出をしているものです。</p> <p>また、除外された場合の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね 10 ヘクタール未満の農地であることから第 2 種農地と判断されます。</p> <p>なお、手続きが進み、農業振興地域の整備に関する法律第 11 条で定める公告がなされた時点で、農家住宅を建築する目的の農地転用許可申請が提出され、改めて農地法に基づく審査がなされることとなります。</p> <p>10 番は、申出者の兄が昭和 43 年に取得し、柑橘栽培を行っていましたが、自動車が入ることのできる農道に隣接しておらず、維持管理が困難となったことから、昭和 63 年頃に転用許可を取ることなく植林を行い、平成 27 年に申出者が兄より相続したものです。</p>

植樹から 30 年以上が経過し、周囲の山林と一体化し、森林の様相を形成している状態であり、今後、元の柑橘畑に戻すことは困難です。

なお、申出地の農地区分は、農用地区域から除外された場合は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断されますが、本件は、植林後 20 年以上経過しており、愛媛県の非農地証明の取り扱いに該当することから、除外後、現況証明願を提出し、申出地を農地から非農地に変更するとしております。

先ほど御質問のありました非農地判断と違うのは、植林については、非農地判断を行わないとなっており、一旦農用地から除外して非農地証明を行います。非農地証明については、20 年以上耕作しておらず、自然荒廃、最近になって植林についても農地に戻すのが難しい場合は証明すると県の方から通知がきていますので、農用地を外すという作業を行っているところです。

11 番、12 番は、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴い農用地区域除外を行うものです。

本件は、いわゆる携帯電話のアンテナなどを設置するもので、「農地の転用の制限の例外」に該当し、許可申請は不要です。

ただし、電気通信事業者は、事業計画書により都道府県、農地担当部局長に説明を行い、農業上の土地利用との調整を図ることとなっております。

既に事業計画書の提出があり、支障ない旨中予地方局へ報告済みです。

本件、各申出地の農用地区域への編入、又は農用地区域からの除外に係る計画変更は適当と思われませんが、本総会にて意見の決定をお願いします。

以上でございます。

池田友邦会長代理

事務局から説明が終わりました。

本件について御異議等ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

池田友邦会長代理	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>以上で、本日の提出議案 11 件の審議は、全て終了いたしました。</p> <p>次に事務局から連絡事項等あれば、お願いします。</p>
住田英俊主幹	<p>先日は、農業会議主催の委員研修会にご参加いただきましてありがとうございました。</p> <p>今後の委員活動に活かしていただけたらと思います。</p> <p>それでは、次回の総会の日程についてです。</p> <p>来月の第 240 回総会は、10 月 10 日火曜日午前 10 時 30 分からこちらの会議室で開催する予定です。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>連絡事項は、以上です。</p>
池田友邦会長代理	<p>以上をもちまして、本日の第 239 回総会を閉会します。</p>
渡部純三局長	<p>御起立願います。礼。お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">午前 11 時閉会</p>